平成２２年（フ）第２０９７号
名古屋市東区葵２丁目12番６号
破産者　コロナ株式会社
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５０号
大阪府泉南市樽井２丁目22番12号
破産者　有限会社ブルズアイ
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
神戸市中央区御幸通４丁目１番15―905号
破産者　髙橋　　誠
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３７号
神戸市北区松が枝町３丁目21番地の４
破産者　有限会社美創
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０７号
神戸市中央区楠町６丁目２番６号
破産者　株式会社フェローズ
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５７号
兵庫県加古川市野口町野口531番地の３
破産者　デルターオート販売株式会社
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１００号
島根県雲南市大東町上久野138番地１
破産者　高島　　稔
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８３号
松江市寺町205番地13　サヴァンパレス松江駅前304号、前住所松江市奥谷町253番地11
破産者　秦　　泉（旧姓小西）
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９３号
松江市雑賀町654番地
破産者　並河　辰郎
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９３号
熊本市長嶺東８丁目６番90号
破産者　有限会社グレース
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０５号
北海道旭川市豊岡11条３丁目２番９号
破産者　有限会社カワシマ
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７７号
青森市大字矢田字下野尻36番地
破産者　株式会社陸奥金属
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２２号
東京都八王子市三崎町５番19号
破産者　有限会社雅エンタープライズ
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４２３号
東京都調布市柴崎２丁目18番地２エクセルハイツ306
破産者　和泉　聖代
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４２４号
東京都調布市柴崎２丁目18番地２エクセルハイツ306
破産者　和泉　光男
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９８号
岐阜県海津市南濃町太田字垣内910番地、従前の本店所在地愛知県大府市梶田町２丁目65番地
破産者　サンウッド工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
岐阜県大垣市室本町４丁目21番地
破産者　大垣毛芯株式会社
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
静岡県富士市五貫島412番地の32
破産者　有限会社ウインクス
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１８２号
静岡県富士宮市万野原新田3369番地の28　木川勝美方、商業登記簿上の本店静岡県富士宮市山宮961番地の７
破産者　株式会社成和クリエイト
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１５４号
愛知県蒲郡市八百富町３番８号
破産者　有限会社大羽スバル
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第７４４号
滋賀県甲賀市水口町伴中山236番地１
破産者　近江陸運株式会社
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８３号
大津市梅林１丁目３番25号
破産者　株式会社アメニティークラブ
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部